

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 1 項第 6 号に規定する流し網漁業（小目流し網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 5 年（2023 年）1 月 27 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数 及び推進機関の馬力数	許可又は起業の認可 をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
流し網漁業	小目流し 網漁業	別記 1 のとおり	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	船舶の総トン数：5 トン未満 推進機関の馬力数：定めなし （許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数）	1 隻	1 天草市東町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年（2023 年）1 月 30 日から令和 5 年（2023 年）2 月 7 日まで

3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和 7 年（2025 年）10 月 31 日 までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

ア 免許を受けた漁業の操業を妨げてはならない。

イ 同時に使用する網具の全長は、450 メートルを超えてはならない。

ウ 網目の大きさは、5 センチメートル未満でなければならない。

エ 網地は、一重でなければならない。

オ 網丈は、3.2 メートルを超えてはならない。

(3) この公示に係る共同漁業権は平成 25 年（2013 年）9 月 1 日に免許されたものとする。

別記 1

操業区域

天草有明海。ただし、次の基点 1、ア、イを順次に結んだ線及びウとエ、オとカ、キとク、ケとコを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域以外の共同漁業権漁場内を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 111 号（天草市志柿町と同市有明町との海岸線における境界）

ア 基点 1 から天草市五和町亀島北東端を見通した線上、基点 1 から 3,300 メートルのところ

イ 天草市本渡町と同市佐伊津町との海岸線における境界

ウ 天草市今釜橋左岸下流基幹部

エ 今釜橋右岸下流基幹部

オ 天草市昭和橋左岸下流基幹部

カ 昭和橋右岸下流基幹部

キ 天草市亀川橋左岸下流基幹部

ク 亀川橋右岸下流基幹部

ケ 天草市瀬戸橋北西端

コ 瀬戸橋北東端